

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJ信託銀行・連結）

(単位:百万円、%)

項目	平成25年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	1,469,552		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	736,593		1a
うち、利益剰余金の額	745,931		2
うち、自己株式の額()	-		1c
うち、社外流出予定額()	12,972		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	251,556	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	2,419		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	28,605		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入される額	28,605		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,500,578		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	128,763	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	84,570	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	44,192	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	611	11
適格引当金不足額	-	13,319	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	127,535	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	-	28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	1,500,578		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	6,928		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	90,171		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	90,000		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調 達手段の額	170		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,057		
うち、為替換算調整勘定の額	12,057		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (三)	85,041		36

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJ信託銀行・連結）

(単位:百万円、%)

項目	平成25年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	10,479		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれんに係るものの額	3,820		
うち、適格引当金不足額	6,659		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	10,479		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額（（二） - （ホ））（ヘ）	74,561		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ） + （ヘ））（ト）	1,575,140		45
Tier2 資本に係る基礎項目（チ）			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,198		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	361,038		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	361,038		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	25		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	25		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	184,583		
うち、その他有価証券評価差額金の額	219,741		
うち、繰延ヘッジ損益の額	34,668		
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	547,845		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-		0 52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		12 55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	87,410		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれん相当差額に係るものの額	80,750		
うち、適格引当金不足額	6,659		
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	87,410		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（（チ） - （リ））（ヌ）	460,435		58
総自己資本			
総自己資本の額（（ト） + （ヌ））（ル）	2,035,575		59

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJ信託銀行・連結）

(単位:百万円、%)

項目	平成25年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	171,735		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)のうち、のれん、企業結合に係るもの以外の額	44,192		
うち、前払年金費用の額	127,535		
リスク・アセットの額(ヲ)	11,437,293		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	13.12%		61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	13.77%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.79%		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	91,784		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	54,082		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	276		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	25		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	2,129		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	55,355		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	90,171		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	10,019		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	361,038		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	40,115		85